

議案第 53 号

米原市手数料条例の一部を改正する条例について

米原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を  
求める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化  
及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改  
正する法律（令和元年法律第 16 号）の施行に伴い、通知カードは廃止され、再交付手数料を徴  
収する必要がなくなるため、この案を提出するものである。

米原市手数料条例の一部を改正する条例

米原市手数料条例（平成 17 年米原市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人番号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。  （1） 個人番号カード追記欄の余白が無くなった場合  （2） 個人番号もしくは住民票コードの変更または国外転出により個人番号カードを返納した場合	1 枚につき 800 円
	番号法第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。  （1） 通知カードまたは個人番号カード追記欄の余白が無くなった場合  （2） 個人番号もしくは住民票コードの変更または国外転出により通知カードまたは個人番号カードを返納した場合	1 枚につき 500 円

」

を

「

個人番号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。	1 枚につき 800 円
------	--	--------------

	(1) 個人番号カード追記欄の余白が無くなった場合 (2) 個人番号もしくは住民票コードの変更 または国外転出により個人番号カードを返納した場合	
--	--	--

」

に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市手数料条例新旧対照表（改正理由）

改正後			現 行			改正理由
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 通知カードが廃止され、再交付は行わないことから、通知カードの再交付手数料に関する規定を削除することに伴う改正</li> </ul>
略			略			
個人番号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。	1枚につき800円	個人番号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。	1枚につき800円	
	（1）個人番号カード追記欄の余白が無くなった場合			（1）個人番号カード追記欄の余白が無くなった場合		
	（2）個人番号もしくは住民票コードの変更または国外転出により個人番号カードを返納した場合			（2）個人番号もしくは住民票コードの変更または国外転出により個人番号カードを返納した場合		
				番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。	1枚につき500円	
				（1）通知カードまたは個人番号カード追記欄の余白が無くなった場合		
				（2）個人番号もしくは住民票コードの変更または国外転出により通知カードまたは個人番号カードを返納した場合		
略			略			